

旭市住宅リフォーム補助対象工事例

※住宅リフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や市が実施する他の助成制度を利用する工事は対象外。

区分	内容	適否	備考
外部工事	屋根の葺替え、塗装、修繕、機能向上	○	
	屋上、バルコニー等の防水改修工事	○	
	外壁の張替え、塗装、修繕、機能向上	○	
	雨どいの取替え、修繕	○	清掃のみは対象外
	出入口のドアの取替え、修繕	○	
	窓、網戸、雨戸、シャッター、ルーバー、面格子等の取付け、取替え、修繕	○	
	住宅に付随するバルコニー、ベランダの設置	○	
	外構工事	×	門扉、ブロック塀、舗装等
	物置、車庫等	×	住宅ではないものは対象外
	雨水浸透柵の設置	×	
	植栽の剪定等の管理作業	×	
	内部工事	床、壁、天井の内装材の張替え、塗替え	○
床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事		○	省エネ住宅ポイント等を受給する工事は対象外
ドア、ふすま、障子の取替え、ふすまの表替え		○	
畳の入替え、表替え		○	
造りつけ家具の取付け、取替え、修繕		○	大工工事が伴うものに限る
間仕切り壁の設置		○	
カーテン、ブラインドの設置、取替え		○	内装工事に伴うものに限る(カーテン、ブラインドのみの交換は対象外)
設備工事	浴室の改修、ユニットバスの設置、取替え	○	㊦
	浴室の改修等に伴う給湯器の設置、取替え	○	給湯器単体の設置、交換は対象外 高効率給湯器は対象外 ㊦
	トイレの新設、改修、便器の取替え	○	温水洗浄便座の交換のみの工事は対象外 ㊦
	洗面台の設置、取替え	○	㊦
	キッチンの改修、システムキッチンの設置、取替え	○	工事を伴わない器具の設置、交換のみは対象外 ㊦
	給排水管、ガス管の取替えその他の配管工事	○	内部工事、設備工事に伴う工事に限る ㊦
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事	○	内部工事、設備工事に伴う工事に限る
	住宅火災警報器の設置、取替え	×	
	合併浄化槽の設置	×	
	エアコンの設置	×	
	エレベーターの設置	×	
	テレビドアホンの設置	×	
増築	住宅への増築、一部改築	○	確認申請を伴うものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事	○	他の制度による補助金等を受ける部分は対象外
	基礎、土台、柱、壁その他構造部分の修繕、補強	○	他の制度による補助金等を受ける部分は対象外
	太陽光発電装置の設置	×	
	電話、インターネットの配線工事	×	
	警備会社による防犯用設備の設置工事	×	
	ハウスクリーニング	×	
	シロアリ、害虫、害獣等の駆除、防除	×	
	省エネ住宅ポイント等を受給する工事	×	
	備品の購入	×	
	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	

※詳細については、お問い合わせください。

㊦は下水道、農業集落排水処理区域内で施設を利用してない住宅は、排水設備関連工事については対象外(施設へ接続する場合は対象)